

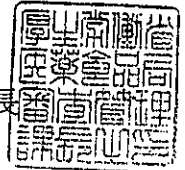
薬食審査発 1026 第 10 号

薬食安発 1026 第 1 号

平成 24 年 10 月 26 日

各 〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成 22 年 8 月 30 日付薬食審査発 0830 第 9 号・薬食安発 0830 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知したところですが、平成 24 年 10 月 26 日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及びご指導方よろしくお願いいたします。

1. 一般名：硫酸マグネシウム水和物・ブドウ糖

販売名：静注用マグネゾール 20mL、マグセント注 100mL、マグセント注シリンジ 40 mL

会社名：東亜薬品工業株式会社

追加される予定の効能・効果：

重症妊娠高血圧症候群における子癇の発症抑制及び治療

追加される予定の用法・用量：

初回量として、40mL（硫酸マグネシウム水和物として 4g）を 20 分以上かけて静脈内投与した後、毎時 10 mL (1g) より持続静脈内投与を行う。症状に応じて毎時 5mL (0.5g) ずつ増量し、最大投与量は毎時 20 mL (2g) までとする。本剤は初回量投与の場合を除いて、持続注入ポンプを用いて投与すること。

追加される予定の注意喚起（静注用マグネゾール 20mL にのみ追加予定）：

【警告】

- ・本剤を投与する場合には、出産にあたって新生児に対する気管内挿管を含む必要十分な蘇生を実施できる体制等、新生児及び母体を含めた適切な周産期管理が可能な体制を確保すること。

【用法及び用量に関連する使用上の注意】

- ・本剤の投与は 48 時間を原則とし、継続して投与する場合は、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合に限り投与することとし、漫然とした投与は行わないこと。
- ・本剤の投与中は、血中マグネシウム濃度をモニターしながら、副作用に注意して使用すること。
- ・本剤の投与中は、マグネシウム中毒を防止するため慎重な観察を行うこと。
 - ・投与前及び増量時の膝蓋腱反射の検査、呼吸数の変動の確認、尿量の測定

【慎重投与】

- ・貧血症の患者〔貧血症を助長するおそれがある〕

【重要な基本的注意】

- ・本剤を投与する場合には、出産にあたって新生児に対する気管内挿管を含む必要十分な蘇生を実施できる体制等、新生児及び母体を含めた適切な周産期管理が可能な体制を確保すること。
- ・投与中血糖値が一過性に上昇することがあるので注意すること。